

お知らせ
県立高知追手高等学校
吾北分校支援事業

町では、生徒数の確保を目的に、吾北分校生徒に対し次の支援を予定しています。

【吾北分校新入生支援金制度】

▼対象者

平成27年度において第1学年に入学した方

▼支援金の額

10万円を限度に支給

【吾北分校生徒通学費補助金】

▼対象者

平成27年度において、吾北分校へ入学又は在学される方

▼補助金の額

定期券購入額の1/2相当額

【いの町奨学金貸付制度】

▼対象者

- ・平成27年度において吾北分校へ入学又は在学される方
- ・本人又は保護者がいの町に一年以上住所を有し、なお、引き続き本人が修学期間以上居住する見込みのある方

▼貸付額 ※無利子

月額10,000円

■問い合わせ

吾北教育事務所

☎867-2133

お知らせ
在宅介護者への
支援について

町では、在宅で高齢者などを介護している方を支援しています。

▼紙オムツチケットの支給

対象者／介護保険法の規定に基づく要介護認定において要介護2以上で在宅生活を3か月以上継続しており、常時紙オムツを必要としている方

▼家族介護支援金の支給

対象者／介護保険法の規定に基づく要介護認定において要介護2以上で、在宅生活を3か月以上継続している高齢者などを常時介護している方（町に納付すべき債務を滞納していない方）

支給を受けるには申請が必要で、詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ

ほけん福祉課

☎893-3810

お知らせ
国民健康保険・後期高齢者
医療制度加入の皆さんへ

交通事故などに
遭ったとき

▼早めに届出を

交通事故やけんかなど、本人以外の第三者（以降「第三者」）の行為によつてケガをした場合や飲食店での食中毒や購入した食品などが原因の疾病の治療をする場合にも、保険証を使って治療していただけます。

そのときは、すみやかに医療機関の窓口へ申し出るとともに、国保・後期高齢者医療の係へも届出をすることが義務付けられています。

届出がされないと、医療機関からの診療報酬明細書の確認を行い、その結果、第三者による負傷・疾病の可能性がある場合には、世帯主の方に「負傷・疾病原因届」の提出を依頼しています。その際にはご協力をお願いします。

▼国保・後期高齢者医療は一時立替払い

交通事故などでケガをし、その原因が第三者にある場合、これらに伴う治療費は本来第

三者が支払わなければならない。しかし、国保・後期高齢者医療では「被保険者の治療を受ける権利」を保障するということから、一時立替払いの形とし、後から第三者に請求することになります。ただし、第三者から治療費を受け取っている場合は、国保・後期高齢者医療の立替はできません。

▼示談をする前に

国保・後期高齢者医療の係に届出をする前に示談が成立してしまうと、国保・後期高齢者医療が第三者に請求できなくなり、被保険者へ不当利得返還請求をする場合があります。示談をする前に必ずご相談ください。

■問い合わせ

町民課

☎893-1117

お知らせ
印鑑登録証のサイズが
変わります

平成27年1月から、新しいサイズの印鑑登録証を発行します。現在発行されているものよりもコンパクトで管理しやすい大きさになります。

現在印鑑登録証をお持ちの方は引き続き使用することができますが、新しいサイズの方は引き続き使用することができませんが、新しいサイズの方を希望される場合は無料交換しますので、印鑑登録証を窓口までお持ちください。

・新サイズ（カバー含む）
縦57mm×横82mm

▼受付開始

1月5日（月）～

■問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

